

ながと外国人観光客滞在促進事業補助金

一般社団法人長門市観光コンベンション協会では、日本国外を発着地とし、長門市を訪れる団体旅行のうち、次の条件に該当するものに対して補助金を交付します。予算がなくなり次第終了しますのでご了承ください。

補助金名称:ながと外国人観光客滞在促進事業補助金

補助対象事業者

訪日団体旅行を企画、実施または手配する旅行事業者で、国内または国外の関係法令に定める旅行業登録を受けている事業者

補助金額

バス1台あたりの乗客数	補助金額
15人～19人	20,000円
20人～29人	30,000円
30人以上	40,000円

- *長門市内の宿泊施設に宿泊し、かつ長門市内の飲食又は体験の内1以上を行程に含むこと
- *1事業者につき交付額の上限20万円（一会計年度あたり）
- *乗客数には添乗員、通訳ガイド、運転手等ツアー関係者を含まない

補助対象期間

	対象期間
①	2025年9月1日～2025年10月31日
②	2025年12月1日～2025年12月25日
③	2026年1月5日～2026年3月15日

- *上記対象期間内に長門市内に宿泊し、2026年3月31日までに全行程が終了すること

補助金の申請から交付まで

- 【申請者】ツアー概要を添付し、補助金交付申請書（様式第1号）を協会に提出する。
- 【事務局】内容を審査後、交付決定通知書（様式第2号）で申請者に通知する。
- 【申請者】次の書類一式を添付し、実績報告書（様式第4号）を提出する。

<input type="checkbox"/> ツアー行程（実績）	<input type="checkbox"/> 総客名簿（実績）
<input type="checkbox"/> 宿泊証明書 （宿泊施設が発行・領収書(写)可）	<input type="checkbox"/> 飲食・体験証明書 （飲食・体験施設が発行・領収書(写)可）
- 【事務局】内容を確認後、額の確定通知（様式第5号）で申請者に通知する。
- 【申請者】請求書（様式第6号）を協会に提出する。
- 【事務局】申請者が請求書に指定する口座に補助金を交付する。

※振込先は日本国内の会社名義の口座に限ります（海外の銀行口座・個人名義口座は指定不可）。

※様式はメールにて提出可能です。

申請・問合せ先：（一社）長門市観光コンベンション協会

TEL+81-837-27-0074 E-mail kokusai@nanavi.jp